

貸暗号資産サービス約款

第1条 適用範囲

1. この約款（以下「本約款」といいます。）は、ビットトレード株式会社（以下「当社」といいます。）が行う貸暗号資産取引に関するサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、当社とお客様の間で締結される個別契約に共通して適用されるものとしします。
2. 本約款及び個別契約（以下、総称して「本約款等」といいます。）に定めのない事項については、暗号資産取引利用規約の定めに従うものとしします。また、本約款と個別契約の規定が異なるときは、個別契約の規定が本約款の規定に優先して適用されるものとしします。
3. お客様は、本サービスに関し、本約款等、貸暗号資産取引説明書及び当社ウェブサイト上の取引条件等を熟読し、貸暗号資産取引の仕組みやリスクを十分に理解し、お客様ご自身の判断と責任において利用するものとしします。

第2条 定義

本約款における用語は、以下の各号に定める意味を有するものとしします。

- (1) 対象暗号資産
貸暗号資産取引の対象となる種類の暗号資産として、当社が指定する暗号資産をいいます。
- (2) 貸暗号資産取引
お客様が当社に暗号資産を貸し出し、当社がお客様より借り受けた暗号資産と同種・同等・同量の暗号資産を返却する消費貸借取引をいいます。
- (3) 個別契約
個別の貸暗号資産取引に関して、本約款、貸暗号資産取引の申込みページに掲示した取引条件及びお申込み内容に基づいて当社とお客様との間において締結される契約をいいます。
- (4) 償還日
貸借期間の終了日をいいます。
- (5) 貸借期間
個別契約の契約期間であり、個別契約に定める貸借期間の開始日から償還日までの期間をいいます。

- (6) 貸借物お客様が当社に貸し出し、当社がお客様より借り受けた暗号資産をいいます。
- (7) 貸借数量
個別契約に定める当社がお客様から借り受ける対象暗号資産の数量をいいます。
- (8) 貸借料
貸暗号資産取引に関して当社がお客様に対して支払う貸暗号資産取引の対価をいい、消費税等相当額を含みます。貸借料は、貸借期間に対し、1年を365日として、日割りで計算されます。
- (9) 貸借料率
個別契約に定める貸借料の算定に用いる料率（消費税等を含みます。）をいいます。
- (10) 代替物
貸借物と同種・同等・同量の暗号資産をいいます。

第3条 申込み

1. 当社は、当社の貸暗号資産取引の申込みページに取引条件を掲示した上で、個別契約の締結を希望するお客様からの申込みを受け付けます。但し、お客様が当社に開設したBitTrade 現物取引口座（以下、本口座）において、当社サービスの全部又は一部の利用が停止されている場合は申込みできません。
2. お客様は、個別契約の締結を希望する場合、本約款等をよく読みこれらに同意した上で、当社の定める方法で申込むものとします。申込後の取消、申込数量の変更はできないものとします。
3. 当社は、先着順、又は抽選の方法により、個別契約締結の申込みに対し承諾する対象を決定する場合があります。なお、抽選の方法による場合で抽選を公平に執行することができない事由があると当社が判断した場合、又は第6項各号に定める事情が発生した場合には、事前に予告することなく、申込みの受付の全部又は一部の停止若しくは中止その他の合理的な措置を講じることがあります。
4. 当社は、申込みについて審査を行うことがあります。当社は第3項に定める抽選の内容及び抽選結果、審査の内容、結果、申込みをお断わりした理由その他申込みの受付及び審査に関する内容をお客様に通知し、又は開示する義務を負いません。
5. お客様から受付けた申込みを当社が承認し、お客様から当社への貸借物の引渡しが完了した時点をもって、個別契約が成立します。個別契約の成立時点以降は、お客様は本約款等に定める場合のほか、個別契約を解約することはできません。なお、お客様が有効に申込みをされた場合にも、当社は承諾の義務を負いません。

6. 当社は、以下の各号に定める事情が発生した場合は、既にされた申込みの取消、申込みの受付の全部又は一部の停止若しくは中止、申込みに対する不承諾、又は個別契約の解約その他の合理的な措置を講じることがあります。本項に定める措置を講じたことによりお客様に生じる損害について当社は一切責任を負いません。
 - (1) 当社が対象暗号資産の取扱いを中止した場合
 - (2) 貸借数量及び貸借料相当の対象暗号資産を入手することが不能又は著しく困難となった場合
 - (3) 対象暗号資産の取引価格が著しく変動した場合
 - (4) お客様の保護のために必要であると当社が判断した場合
 - (5) 前各号のほか当社が貸暗号資産取引を行うことが不適當であると判断した場合

第4条 貸暗号資産取引の実行及び返却

1. お客様が当社に貸し付ける対象暗号資産、貸借料その他貸暗号資産取引に関する対象暗号資産及び金銭の授受は、すべて本口座と当社の口座との間において行うものとします。
2. お客様は、貸暗号資産取引の申込みまでに、個別契約に定める貸借数量分以上の対象暗号資産を本口座に送付しておくものとします。
3. 当社が借り受ける対象暗号資産の単位は、別途定めるとおりとします。
4. 当社は、個別契約に定める貸借数量分の対象暗号資産を本口座から当社の口座に送付する方法により貸暗号資産取引を実行します。当該実行により、貸借期間が開始するものとします。なお、実行時における本口座の対象暗号資産の残高が貸借数量に満たない場合は、お客様のお申込みの全額について貸暗号資産取引は実行されず、個別契約は自動的に解除されるものとします。
5. 当社は、償還日の翌営業日から5営業日以内（土日祝祭日は除く）に、代替物を本口座に送付する方法でお客様に返却します。
6. 前項の定めにかかわらず、当社は、お客様に対して事前に通知することにより、償還日前に、個別契約を解約し、借り受けた暗号資産の全部又は一部を返却することができるものとします。この場合は、解約日を償還日として取り扱い（貸借料も同日までの発生とします。）、かかる取扱いによりお客様に生じる損害について当社は一切責任を負いません。

第5条 貸借料

1. 当社は、償還日の翌営業日から5営業日以内（土日祝祭日は除く）に、当社が借り受けた暗号資産と同じ種類の暗号資産により、貸借料を本口座に送付する方法で一括して支払います。

2. 貸借料に係る消費税等相当額は、前項の貸借料とともに、当社が借り受けた暗号資産建てで支払います。

第6条 同意事項

お客様は、本サービス利用に際し、以下の各号に定める事項について十分に理解し、同意するものとします。

- (1) 本サービスに係る個別契約は、原則中途解約をすることができないこと
- (2) 本サービスは、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号。その後の改正を含む。）に基づく暗号資産交換業に該当するものではなく、お客様が当社に対して貸し出す暗号資産は、同法に基づく分別管理の対象とはならないこと
- (3) お客様は、お客様が当社に貸し出した暗号資産について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有しないこと
- (4) 本サービスにおいて、お客様と当社との間で締結される契約は無担保の消費貸借契約であり、当社が破綻した場合、お客様が当社に貸付けた暗号資産が返却されないリスクがあること
- (5) 本サービスは預金商品または預金に類似する商品ではなく、預金保険の対象ではないこと
- (6) 本サービスにより当社が借入れた暗号資産は、指定された期間が経過し当社が返却するまでは、売却及び出金はできないこと
- (7) 暗号資産の価格は、常に変動しており、返却時の価格が貸出時の価格を下回り損失を被ることがあること

第7条 貸出条件の変更

1. 当社は、天災地変、経済事情の激変、暗号資産に関する基本的事項の変更その他のやむを得ない事由がある場合には、貸借契約の期間中においても、貸出条件を変更（貸借料率及び貸借期間の変更、円貨による返却への変更を含みます。）することができるものとします。
2. 前項に定める取り扱いに従い貸出条件を変更したことによって生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第8条 ハードフォーク等

1. 貸借期間中に行われた対象暗号資産のハードフォーク等により、新しい暗号資産が発生した場合においても、当社は新しい暗号資産の引渡その他の義務を負わず、代替物及び貸借料を本約款に従い、個別契約に定める時期に返却する義務を負うに留まるものとしします。
2. 貸借期間中において、当社が対象暗号資産の取引を中止した場合又は貸借数量若しくは貸借料相当の暗号資産を入手することが不能又は著しく困難となった場合、当社は、代替物の返却及び貸借料の支払の全部又は一部を、当該代替物の返却及び貸借料の支払に代えて、償還日における代替物の当社の取引価格（当社の買値）により円換算した額をお客様に支払うことができるものとしします。この場合、当社のお客様に対する代替物による元本の返却義務及び貸借料の支払義務は消滅するものとしします。
3. 前2項に定める取り扱いによりお客様に生じる損害について、当社は一切責任を負いません。

第9条 中途解約

1. お客様は、お客様の死亡、破産手続き開始の決定その他のやむを得ない事由が発生し、かつ、当社が認めた場合を除き、個別契約を中途解約することはできません。
2. 中途解約する場合、お客様は貸暗号資産取引説明書に定める中途解約手数料を当社に支払うものとしします。
3. お客様が中途解約した対象暗号資産に対する貸借料は、支払いません。
4. 解約は、当社がお客様の中途解約のお申込みを確認し、第2項の手数料を申受けた時をもって成立します。
5. 当社は、解約成立日の翌日から起算して5営業日以内に、代替物を本口座に返却ののち、第2項に定める手数料を本口座より徴収いたします。

第10条 中途売却等

お客様は、貸暗号資産取引の申込み完了後、代替物が返却されるまでの間、貸借物を売却又は移動することはできません。

第 11 条 譲渡、質入れ等の禁止

お客様は、本約款等に基づく地位もしくは当社に対する権利を第三者に譲渡または質入れその他の担保権を設定することはできません。

第 12 条 免責事項

本サービスにおける免責事項は、暗号資産取引利用規約第 17 条に準ずるものとします。

第 13 条 本約款の変更

本約款は、当社が必要と判断する場合、暗号資産取引利用規約第 16 条に準じて変更できるものとします。

2022 年 6 月 23 日作成

2023 年 2 月 15 日改訂

2023 年 5 月 31 日改訂

2026 年 5 月 21 日改訂